

高額介護サービス費の支給誤りについて

1 概要

「高額介護サービス費※1」の支給において、平成29年4月から令和4年7月までの間、「境界層該当者※2」のうち45人の方について、支給額が過少または過大であることが判明しました。多くの方にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

※1) 高額介護サービス費

介護サービスを利用した際の1か月当たりの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給

※2) 境界層該当者

さまざまな法律で規定されている利用者負担額について、利用者負担額を引き下げる等の措置を行えば生活保護が必要なくなる方。介護保険の高額介護サービス費においては、本来の所得区分に応じて判定された負担上限額を適用すれば、生活保護が必要となるが、低い負担上限額を適用すれば、保護を必要としない状態になる方

2 経緯

令和4年10月4日、同年2月に区から「境界層該当者」として局が報告を受けていた被保険者に対して、報告前の自己負担の上限額のまま高額介護サービス費の支給が続いていることが、区担当者からの連絡により判明しました。

これを受けて、現在区において保管している過去5年間の「境界層該当者」の事務処理状況について確認を行ったところ、他にも処理誤りが生じていることがわかりました。

3 原因

「境界層該当者」の自己負担の上限額変更については、区生活支援課が交付した「境界層該当証明書」を区保険年金課で受領後、区担当者から局担当者へ電子メールで対象者と変更内容を報告し、局担当者は、これを取りまとめてシステム計算処理に必要なデータを作成しています。局担当者は、データ作成終了後、区担当者へ処理件数等の確認依頼をしています。

今回、事務処理状況を確認した結果、処理誤りの原因は次のとおりでした。

- ①区担当者からの対象者と変更内容の報告漏れ又は区担当者からの報告後の局担当者の処理漏れ
- ②システム計算処理の対象とならない方に対する処理漏れ
- ③高額介護サービス費を計算処理する際に必要な「社会福祉法人による利用者負担軽減※」実施事業者のシステム登録漏れ
- ④当該事務がシステムでの処理となる前（令和元年9月以前）における計算誤り

※社会福祉法人による利用者負担軽減とは

市民税非課税世帯の方で収入・資産等の要件を満たした方が、対象となる介護サービスを利用した場合、利用者負担額の一部について軽減される制度

4 影響

過大支給及び過少支給の金額は以下のとおりです。

	人数	金額
過少支給（12区）	39人	1,126,604円
過大支給（3区）	8人	806,125円
計（12区※1）	45人※2	1,932,729円

1人当たりの最大過少支給額 145,674円

1人当たりの最大過大支給額 530,732円

※1）3区は過大支給・過少支給両方に該当しています。

※2）2人の被保険者については、過大支給・過少支給両方に該当しています。

5 今後の対応

対象となる方に対して謝罪するとともに、過少支給となった方には速やかに支払いを行い、過大支給となった方には返還を依頼します。

6 再発防止策

- 区局間の情報共有方法の改善【原因①への対応】
- 境界層該当者における高額介護サービス費事務処理方法の見直し・手順書作成及び介護給付事務初任者研修等による周知徹底【原因②への対応】
- 事業所情報のシステム登録状況確認の定期的な実施【原因③への対応】

※原因④については、令和元年10月以降は生じていません。

お問合せ先

健康福祉局介護保険課長 高橋 陽子 Tel 045-671-4250